

経済的に就学困難な学生のための
授業料減免制度についてのご案内

新潟公務員法律専門学校 入試事務局

意欲と能力のある入学者が経済的理由により
進学を断念することがないように経済的支援を目的としています

申込資格	経済的理由により、授業料の納付が困難であると認められ、かつ勉学に対する意欲があり、以下(1)～(4)のいずれかに該当する方(平成29年4月1日入学生対象) (1)生活保護世帯 (2)個人住民税所得割非課税世帯 (3)所得税非課税世帯 (4)保護者等の倒産、失業などにより家計の急変した世帯
減免額	入学した年度(1年次)の授業料54万円のうち、20万円を減免。 ※現金の直接給付ではありません。年間授業料のうち20万円を減免いたします。
審査方法	書類審査及び面接の結果を受け、当校が設置する選考委員会により決定いたします。

授業料減免制度		
平成27年度	予算額(10名)	2,000,000円
	支援実績総額(1名)	200,000円
平成28年度	予算額(10名)	2,000,000円
	支援実績総額(0名)	0円
平成29年度	予算額(3名)	600,000円

最大20万円(当校の免除) + 最大10万円(県の経済支援) = 合計最大 **実質30万円** の学費軽減が可能です。

詳しくは、オープンキャンパスで学費全般と合わせご相談ください。